

申告書の書き方

※所得から差し引かれる金額については、裏面もご覧ください。

令和5年度市町村民税・県民税の申告について

令和5年度の申告書を提出していただく時期になりました。この申告書は、市町村民税・県民税を計算する資料になりますので申告書を記入するときはこの「申告書の書き方」をよくお読みになって記入してください。

●申告しなければならない方。

令和5年1月1日現在に当該市町村に住所のある人で

- (1) 令和4年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの各種所得があった場合です。
- (2) 給与所得者は通常の場合は申告する必要はありませんが、つぎのような場合は申告してください。
 - (イ) 給与所得のほかに「地代、家賃、配当、農業」等給与以外の所得がある場合。
 - (ロ) 給与所得のみの人でも事業主が「給与支払報告書」を提出しない場合。
 - (ハ) 雑損控除および医療費控除をうけようとする場合。

●所得税(国税)の確定申告書を提出した方は、市町村民税・県民税および事業税の申告をする必要はありません。

※給与所得者で確定申告をしなければならない人

給与所得者は大部分の人は申告する必要はありません。しかし、令和4年分の各種の所得金額の合計額から配偶者、扶養、基礎控除およびその他の所得控除を差し引き、その金額を基として算出した税額が配当控除および年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除よりも多い人で次のいずれかにあたる人は申告をしなければなりません。

- (イ) 令和4年分の給与の収入金額が2,000万円をこえる人。
- (ロ) 給与所得者で給与以外の各種所得金額の合計額が20万円をこえる人。
- (ハ) 同族会社の役員やその他の親族などで、その会社から受ける給与のほかに貸付金の利子および不動産の貸付料等の収入のある人。

●市町村民税・県民税(住民税)の申告をした方は事業税の申告をする必要はありません。

●寄附金税額控除を受けるには、前年中に行った寄附金について、寄附先から発行された領収書等を添付して、税務署に所得税の確定申告をしてください。
なお、所得税の確定申告を行った場合は、あらためて市町村民税・県民税の申告をする必要はありません。また、市町村民税・県民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、寄附先から発行された領収書等を添付して市町村へ申告してください。

●申告をしないと雑損、医療費、社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等)、生命保険料、地震保険料などの所得控除が受けられない場合があります。

●雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除については「領収書または証明書」などの提示をしてください。なお、国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払いをした旨を証する書類を添付又は提示してください。

●申告に際しては、マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード(住所・氏名に変更がないか、正しく変更手続きが行われているものに限る)もしくはマイナンバーが記載された住民票の写し等と運転免許証等顔写真付身分証明書を持参の上、所得者本人が申告受付にきてください。やむをえず代理の方が申告にみえる場合は所得が証明できるよう収入金額や必要経費など必要事項を申告書へ記入してきてください。

+++++

●公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(税込) A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和33年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)	～1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
昭和33年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)	～3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

●所得から差し引かれる金額

控除の種類		控 除 額			
⑰寡 婦		260,000円			
⑱ひとり親		300,000円			
⑲勤労学生		260,000円			
㉔障 害 者		特別障害者 300,000円、同居特別障害者 530,000円 その他の障害者 260,000円			
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
㉑配 偶 者	一 般	330,000円	220,000円	110,000円	
	老 人	380,000円	260,000円	130,000円	
㉒配 偶 者 特 別	配偶者の合計所得		控除額		
	480,001～950,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	950,001～1,000,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001～1,050,000円		310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001～1,100,000円		260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001～1,150,000円		210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001～1,200,000円		160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001～1,250,000円		110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001～1,300,000円		60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001～1,330,000円		30,000円	20,000円	10,000円
㉓扶 養				扶 養 控 除 額	
	一 般 の 扶 養 親 族			330,000円	
	特 定 扶 養 親 族			450,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者		380,000円	
		同 居 老 親 等		450,000円	
㉔基 礎	納税者本人の所得金額	2,400万円以下		430,000円	
		2,400万円超2,450万円以下		290,000円	
		2,450万円超2,500万円以下		150,000円	
㉕雑 損	A 実質損失額―総所得金額等の合計額×10% B 実質損失額のうち災害関連支出の金額―5万円 上記A・Bのいずれか多い金額				
㉖医 療 費	医療費の実質負担額―総所得金額等×5%（ただし、100,000円を超える場合には、100,000円） 医療費控除の特例の適用を受ける場合には、特定一般用医薬品等購入費―12,000円（ただし、88,000円を超える場合には、88,000円）				

申告書の提出期限は

3月15日です